平成２５年（フ）第３１９号
岐阜市庵町５番地３　ハイツイオリ２－Ａ号室
債務者　佐竹　隆憲
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７９号
愛知県岩倉市大地新町３丁目82番地　第二光陽ハイツ225号
債務者　神　　正樹
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１１号
名古屋市西区大野木３丁目21番地　ストリームハウス101号、従前の住所名古屋市西区大野木４丁目379番地　明福マンション406号
債務者　山中真紀子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４２号
名古屋市千種区赤坂町１丁目39番地の８、従前の住所名古屋市守山区大牧町８番３号　グローリアス守山大牧町603号
債務者　伊藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９７号
愛知県あま市新居屋又屋敷70番地、従前の住所愛知県あま市七宝町沖之島間曽４番地　一光ハイツ第２七宝801号
債務者　松田　俊明
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８７号
兵庫県加古川市加古川町平野133番地の１
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市北原309番地１
債務者　米山　昭二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２２号
兵庫県加古川市平岡町土山865番地の８
債務者　藤井　義達
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３７号
兵庫県加古川市加古川町大野342番地の３　プリマベーラ102号
債務者　吉井　恵利
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４４号
兵庫県姫路市東延末４丁目104番地１　メゾンＹＳ702号室
債務者　田中　勇次
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１３号
奈良県天理市中町10番地48
債務者　加藤　千春
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２２号
奈良県生駒郡平群町吉新３丁目10番３号
債務者　小川　清男
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２８号
奈良県天理市勾田町335番地１
債務者　南　　隆康
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３６号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　１－506
債務者　野藤真理子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
奈良市北市町19番地　タケダマンション206号
債務者　藤室　博文
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６６４号
広島市佐伯区坪井１丁目１－20－504、住民票上の住所広島市佐伯区五日市町大字上河内477番地１　103
債務者　千田加代子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４号
福岡県久留米市津福今町681番地２　レピュートおんつか３－101号、前住所福岡県久留米市津福今町483番地40
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部